

種の福祉サービスを拡大的に実施する必要にせまられているが、そのさい現在の日本では、多くのものを公的社会事業としてみずから実施するのではなく、公共性の高揚の名において民間社会施設の社会事業サービスを適正価格で買取るという方式を採用している。いわゆる委託費方式とよばれるものがそれであるが、これは法に規定する公私分離の原則（憲法第 89 条、社会福祉事業法第 5 条）に基づいて、互に相手を支配・干渉または介入・援助を受けてはならないという民主制社会における取引様式に基づくものである。しかしそのような形式的規定をもつ民間社会事業の実態は不適正に安価な委託費のもとでの政府の民間支配であり、民間社会事業の国家への依存・従属となっている。そしてそれは、資本からしわよせを受けた国家の責任を、民間社会施設へ転嫁することによって安上り行政、すなわち社会事業財政の切詰めに役立っている。

6. このようにして福祉国家の社会事業は、児童、未亡人、傷病者、心身障害者、老人や時には労働者、農民、地域住民に対する公私主体による社会サービス（福祉サービス）としてあらわれる。福祉国家の宣言と姿勢が各種の社会サービスの展開をよびますことにその具体的裏づけを獲得するものであるといえようが、おおむねその宣言と形式の壮大・整備にくらべて、実践と内容が貧困・稀薄であることも特徴的である。しかもさきにも述べておいたように、この種の社会サービスの財源をたどってみると、資本の超過利潤の部分放出の場合を除いて、窮極的には労働者・国民大衆の負担に帰する租税であるか、これらの人々の相互扶助的拠出に基づいている。なぜなら、租税体系における間接税の割合、その間接税の増加傾向、また間接税総額中にしめる労働者・国民大衆の負担率、間接税負担の逆進的傾向を率直に観察するなら、各種の社会サービスは、ほかならぬ労働者・

国民大衆における自前の社会救済形式だといってもいいすぎではないであろう。

7. 関連的に、資本は譲歩としての社会政策それ自身からも、どのような利益を引出すかについてふれておこう。それはいうまでもなく、社会事業としての国民年金をふくめて、社会政策としての厚生年金保険の保険料収入を国庫の管理のもとにおき、その一部分を労働者・国民大衆に還元融資するほかは、公共事業への投資、独占大企業への融資など、いずれにせよ、独占資本のうるおうよう配慮されている。また大企業に対する社会保険運営権の移管（健康保険組合、厚生年金基金等）は、国の政策としての社会保障を私的企業の労務管理の手段として利用することを承認するものであるが、こうして資本は大企業労働者に特権的追加給付をあたえることによって、労働者の企業への定着と帰属を強めるとともに、労働者間の差別と労働運動の圧力低下に役立たせているのである。

これまで述べてきたような方法をとることによって、福祉国家（国家独占資本主義）段階における国家は、社会事業とその拡大・発展を通じて、資本の要請に応え、みずからの地位を確保しようとする。すなわち、そこにはやはり、社会政策を補充・代替するものとしての社会事業によって、賃金労働としての労働力の再生産、労働者・国民大衆・地域住民の体制への順応と信頼、所得の再分配による階級格差の調整と購買力の補給による有効需要の刺激、それを目的とし、その結果としてもたらされる購買力の増加等は、独占高利潤とその増大を約束するものとして作用する。そして、社会事業、社会政策、その基底部分をふくむ社会保障によって社会的諸問題の緩和をはかる反面に収奪を強化していくのである。したがってその内面では資本の論理が貫徹し、労働者階級の窮乏化が進行していくのである⁴⁾。

4) 『同上書』終章。

昭和 43 年度厚生省予算について

金 田 一 郎

I 概 観

昭和 43 年度の予算編成は、昨年秋の総理外遊後に行われた内閣改造およびこれに引続く臨時国会の開催のほか、とくに同年度が異例の財政硬直化問題に直面したため、その調整に日時を要し、本年 1 月 6 日に至って予算大蔵原案が各省に内示された。しかも公務員給与の改定、米価引上げに伴う食管会計の赤字補填等の例年の補正要因を当初予算に吸収する「補正なしの総合予算主義」が採用され、従来のいわゆるかくし財源方式を改めた「財源公開主義」により、470 億円の政策調整費等をめぐる約 1 週間の短期間の復活折衝の後、1 月 12 日に政府原案が閣議決定された。その後政府原案の国会審議中にいわゆる倉石発言が問題となり、約 2 週間審議が中断したためその年度内成立が不可能となったので、16 日分の暫定予算の編成作業が行われ、3 月 30 日、国会で可決成立した。

国の一般会計予算は、5 兆 8,185 億円の規模であり、実質的にこれに対応する前年度補正後の予算額に比べてみると、約 6,152 億円の増加で、11.8% の伸び率を示している。

このうち社会保障関係費は、表 1 のとおり 8,156 億円となり、前年度補正後の社会保障関係費に比べてその伸び率は 10.3% となる。しかしながら 43 年度においては、らい療養所を除く国立療養所関係経費が一般会計から国立病院特別会計へ移行するので、両年度の比較を実質的に行うため、前年度においてすでに特別会計への移行がなされていたものとして計算した結果では、伸び率は 12.4% を示し、総予算の伸び率 11.8% を上回っている。これを主要経費別にみると、保健衛生対策費の伸びが少いが、これは自然増の要素が少いことによるものである。

つぎに厚生省一般会計予算額は、7,686 億円で、前年度補正後予算額に比べると約 732 億円増加し、その伸び率は 10.5% となる。しかしながら社会保障関係費の場合と同じく国立療養所関係経費の特別会計移行を考慮すれば、対前年度増加額は約 873 億円となり、伸び率は

12.8% で、総予算の伸び率を上回ることとなる。なお、各省等の所管別に前年度補正後予算額に対する伸び率をみると、厚生省の伸び率を上回っているのは、わずかに大蔵省 (40.7%)、運輸省 (14.1%)、自治省 (13.6%) の 3 省と国会 (13%) および内閣 (25.2%) だけである。

厚生省予算のうちでもっとも額の多い医療費予算の状況をみると、表 2 のとおり、43 年度には 4,060 億円に達し、前年度補正後予算に比べ 509 億円の増加となっている。またその構成比は、38 年度当初予算の 41.0% から前年度補正後予算の 51.1% に至るまで逐年増加の傾向にあるが、今回は、昨年末の医療費引上げの影響等により、さらに従来の実績を上回る 52.8% におよんでいることは注目に値する。

II 主要事項別の概要

43 年度厚生省予算を主要項目別にみるとつぎのとおりであり、社会福祉関係、とくに重症および重度の心身障害児 (者) 対策、原爆障害対策、医師臨床研修対策、国立療養所の国立病院特別会計への移行等に画期的な前進がみられる (カッコ内は前年度当初予算額である)。

1. 原爆障害対策 45 億 4,400 万円 (28 億 1,400 万円)

原爆被爆者の被爆の影響は、被爆時のみならず 20 年以上経過した現在においても継続しており、このため健康面や生活面で不安定な状況におかれているので、このような特別の状況に着目して、従来から行われている健康診断、医療の給付等の医療面の施策を一層充実するとともに、その他の生活面の施策を実施することとしている。すなわち、現に原爆症で苦しんでいる原爆症患者 (認定疾病患者) に対しては、従来からの医療手当の支給額を増額 (月額 1,700 円または 3,400 円 → 5,000 円) するほか、生活面の特別の必要に対応した特別手当 (月額 10,000 円) を新たに支給し、その他の特別被爆者については、従来は医療給付に限定されていたが、新たに造血機能障害等に罹患している老人、身体障害者および母子世帯の母に対しても健康管理手当 (月額 3,000 円) を支給し、在宅療養者で現に介護を要する状況にある被

表1 年度別主要経費別社会保障関係費予算額

(単位 100 万円)

区 分	昭和 38 年 度						39					
	当 初			補 正 後			当 初			補 正 後		
	予算額	構成比	対前年度		予算額	構成比	予算額	構成比	対前年度		予算額	構成比
			当初	補正後					当初	補正後		
総 予 算 額	2,850,008	100.0	117.4	111.2	3,056,807	100.0	3,255,438	100.0	114.2	106.5	3,340,498	100.0
社会 保 障 関 係 費	362,635	12.7	122.5	114.9	389,119	12.7	432,239	13.2	119.2	111.1	445,626	13.3
1. 生 活 保 護 費	72,016	2.5	118.2	110.6	80,493	2.6	91,652	2.8	127.3	113.9	93,340	2.8
2. 社 会 福 祉 費	30,313	1.1	130.7	122.8	29,978	1.0	37,411	1.1	123.4	124.8	38,367	1.1
3. 社 会 保 険 費	138,751	4.8	118.3	114.3	147,675	4.8	163,628	5.0	117.9	110.8	172,421	5.2
4. 保 健 衛 生 対 策 費	68,388	2.4	128.9	121.9	72,423	2.4	79,853	2.5	116.8	110.0	81,803	2.4
5. 失 業 対 策 費	53,167	1.9	127.7	110.2	58,550	1.9	59,695	1.8	112.3	102.0	59,695	1.8
厚生 省 予 算 額	329,518	11.6	121.6	116.1	350,735	11.5	396,534	12.2	120.3	113.1	409,767	12.3

区 分	40						41					
	当 初			補 正 後			当 初			補 正 後		
	予算額	構成比	対前年度		予算額	構成比	予算額	構成比	対前年度		予算額	構成比
			当初	補正後					当初	補正後		
総 予 算 額	3,658,080	100.0	112.4	109.5	3,744,725	100.0	4,314,270	100.0	117.9	115.2	4,477,148	100.0
社会 保 障 関 係 費	518,271	14.1	119.9	116.3	545,772	14.6	623,570	14.5	120.3	114.3	632,971	14.1
1. 生 活 保 護 費	105,944	2.9	115.6	113.5	106,649	2.8	123,839	2.9	116.9	116.1	124,390	2.8
2. 社 会 福 祉 費	43,169	1.2	115.4	112.5	44,142	1.2	51,348	1.2	118.9	116.3	52,256	1.2
3. 社 会 保 険 費	209,530	5.7	128.1	121.5	228,781	6.1	265,006	6.1	126.5	115.8	271,250	6.1
4. 保 健 衛 生 対 策 費	92,952	2.5	116.4	113.6	96,652	2.6	107,438	2.5	115.6	111.2	111,334	2.4
5. 失 業 対 策 費	66,676	1.8	111.7	111.7	69,548	1.9	75,939	1.8	113.9	109.2	73,741	1.6
厚生 省 予 算 額	478,741	13.1	120.9	116.8	504,697	13.5	576,177	13.4	120.4	114.2	587,841	13.2

区 分	42						43					
	当 初			補 正 後			当 初			補 正 後		
	予算額	構成比	対前年度		予算額	構成比	予算額	構成比	対前年度		予算額	構成比
			当初	補正後					当初	補正後		
総 予 算 額	4,950,910	100.0	114.9	110.6	5,203,437	100.0	5,818,598	100.0	117.5	111.8	(115.3)	(112.4)
社会 保 障 関 係 費	(707,349) 721,471	14.6	116.0	114.3	(725,448) 739,570	(13.9) 14.2	815,661	14.0	113.1	110.3	(115.3)	(110.3)
1. 生 活 保 護 費	145,219	2.9	117.2	116.7	145,585	2.8	164,021	2.8	112.9	112.7	(112.9)	(112.7)
2. 社 会 福 祉 費	60,373	1.2	117.7	115.7	62,458	1.2	70,825	1.2	117.3	113.4	(117.3)	(113.4)
3. 社 会 保 険 費	320,800	6.5	121.1	118.3	340,699	6.5	388,256	6.7	121.0	114.0	(109.1)	(107.4)
4. 保 健 衛 生 対 策 費	(98,903) 113,025	2.3	107.0	103.2	(100,462) 114,584	(1.9) 2.2	107,934	1.9	95.5	94.2	(109.1)	(107.4)
5. 失 業 対 策 費	82,054	1.7	108.1	111.3	76,244	1.5	84,625	1.4	103.1	111.0	(117.0)	(112.8)
厚生 省 予 算 額	(656,971) 671,093	13.6	116.5	114.2	(681,333) 695,455	(13.1) 13.4	768,675	13.2	114.5	110.5	(117.0)	(110.5)

注 カッコ内は、昭和 42 年度において、国立療養所関係経費が国立病院特別会計に移行していたものとして計算した数字である。

爆者に対して介護手当（月額 9,000 円以内）を支給することとしている。また、原爆孤老や原爆小頭症者などの収容保護を行う特別の施設（6 ヵ所）も設置される。

2. 保健所対策 62 億 2,600 万円（55 億 2,700 万円）

保健所職員の給与費に対する国庫補助単価は、従来から地方公共団体における超過負担の著しいものの一つとされていたので、43 年度から 3 年計画でこれを解消することとし、今回は前年度に比べて、医師および歯科医師について 20.5%（1,089,559 円→1,312,761 円）、そ

表 2 医療費予算額調

(単位 億円)

区 分	昭和 38 年 度				39				40			
	当 初		補 正 後		当 初		補 正 後		当 初		補 正 後	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
厚生省予算額	3,295	121.6%	3,507	100.0%	3,965	100.0%	4,097	100.0%	4,787	100.0%	5,046	100.0%
医 療 費	1,352	41.0	1,504	42.9	1,710	43.1	1,813	44.2	2,316	48.4	2,546	50.1
そ の 他	1,943	59.0	2,003	57.1	2,255	56.9	2,284	55.8	2,471	51.6	2,500	49.9

区 分	41				42				43	
	当 初		補 正 後		当 初		補 正 後		当 初	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
厚生省予算額	5,761	100.0%	5,878	100.0%	6,710	100.0%	6,954	100.0%	7,686	100.0%
医 療 費	2,864	49.7	2,951	50.2	3,362	50.1	3,551	51.1	4,060	52.8
そ の 他	2,897	50.3	2,927	49.8	3,348	49.9	3,403	48.9	3,626	47.2

の他の職員について 13.6% (554,853 円→630,116 円) の大幅な増額を図っている。また、補助対象職員数については、国家公務員の場合と同じく今後 3 年間で 5% 削減の方針に基づき、今回は 1% の削減が行われている (22,626 人→22,458 人)。なお、保健所の施設整備費については、国庫補助 (新設 3 ヶ所、改築 32 ヶ所) のほか、新たに年金還元融資 (特別地方債) として貸し付けられることとなったので、一層その整備が促進される。

3. がん対策 26 億 7,000 万円 (25 億 8,000 万円)

がん治療施設の体系的整備の拡充強化を図るため、国立がんセンターおよび国立病院がん医療施設等の運営整備ならびに都道府県がん診療施設の整備補助がなされるとともに、子宮がんを重点としたがん検診車の整備 (胃がん 20 台→30 台、子宮がん 10 台→15 台) 等がんの集団検診に対する助成および技術者の養成が行われる。

4. 精神衛生対策 251 億 9,100 万円 (224 億 9,700 万円)

措置入院の対象者を前年より 3,000 人増の 72,000 人と見込む等、医療費に対する公費負担の充実を図るほか、精神病床の整備を促進するとともに、精神衛生センター 6 ヶ所の整備が行われる。

5. 結核対策 383 億 7,800 万円 (351 億 800 万円)

命令入所患者 (91,000 人) 等に対する医療費公費負担を充実するとともに、健康診断および予防接種の効率的な実施が図られる。また、5 年ごとに行われる結核実態調査、関係技術者の研修、研究の助成などが行われる。

6. 公害防止対策 5 億 9,700 万円 (4 億円)

昨年制定された公害対策基本法の具体的推進を図るた

め、環境基準の設定および公害防止計画の策定を行うこととし (所要額 1,200 万円)、また前年度に引続き地方における公害監視測定体制の機動化と効率化を図るため、テレメーター組織による監視設備および測定分析機器等の整備を拡大し、新たに移動監視測定車 (2 台) が整備される。さらに四日市ぜん息、阿賀野川および水俣の水銀中毒等の公害による疾病について、医療研究費等の補助 (2,000 万円) を行うとともに、公害紛争処理および被害救済については、公害苦情調査員、都道府県公害審査会、中央公害審査委員会、公害救済基金等の予算要求段階の組織は計上されなかったが、その制度化の準備がすすめられる (調査費 100 万円)。

公害防止事業団については、新たに政府出資金 (1 億円) が計上され、貸付金利の引下げ (6.5% ないし 7.5% → 6% ないし 7%)、事業対象の拡大 (集中暖房その他) 等の措置が講ぜられ、資金枠も増額される (53 億円→66 億円)。

7. 生活環境施設の整備 59 億 2,200 万円 (51 億 1,800 万円)

給水人口の急激な増加に対処し、都市およびその近郊における水不足を解消するため、前年度に創設された水道の水源地対策 (大規模もしくは先行投資となるダム等または原水の単価が著しく高くなるダム等の建設に対する助成) および広域水道の整備のための補助金は、他の公共事業費に比べて著しく増額されている (7 億円→12 億円)。また、最近の経済成長に伴う人口と企業の大都市への集中等により清掃施設の整備はますます重要性を増しているため、42 年度を初年度とする 5 ヶ年計画の第 2 年度として、し尿処理施設、地域し尿処理施設およびごみ処理施設の整備拡充が図られる。

8. 環境衛生金融公庫 6億1,800万円(2億2,100万円)

環境衛生関係営業の経営の近代化合理化を促進し、料金の安定を図るため、長期、低利の資金を融通する機関として昨年環境衛生金融公庫が設置されたが、今回国民金融公庫等で行われていた環境衛生関係営業者に対する融資は、すべて環境衛生金融公庫に一元化され、資金枠も増額される(300億円→371億円)。

9. 医師臨床研修 6億1,900万円(2億700万円)

現行のインターン(医師実地修練)制度には、インターン生の身分、インターン施設等に問題があるので、この制度に代えて、大学医学部卒業後ただちに国家試験を行って医師の資格を与え、2年以上教育病院において臨床研修を行うという制度に改正することとしている。この新しい臨床研修制度の実効を期するため、臨床研修病院における指導体制の強化および指導内容の向上を図ることとし、公私立大学病院および指定病院に対して必要な臨床研修費(研修生1人当たり380,000円)を補助するとともに、国立病院や国立大学病院(文部省所管)についても、各特別会計に経費を計上している。

10. 国立療養所の国立病院特別会計への移行 歳入歳出総額 420億1,400万円

国立療養所(らい療養所を除く)における老朽した施設の早急な整備、医療内容の充実強化および患者サービスの向上を図るため、国立療養所関係経費を一般会計から国立病院特別会計へ移行させ、財政投融资資金(15億円)の導入を予定している。なお、特別会計への移行に当っては、患者の既得権の保障につき措置するとともに、歳出面においては、従前に比べて施設費、医療機器整備費、医薬品等購入費、看護および給食設備費等全面的に大幅な増額が図られる。

11. へき地医療対策 2億4,900万円(2億3,100万円)

無医地区へき地の医療を確保するため、へき地診療所、へき地患者輸送車および巡回診療車等の整備を行うとともに、へき地勤務医師の確保のため国立病院においても積極的協力体制が図られる。今回はとくに、へき地患者輸送車(艇)整備(41台→83台)等の機動力強化に重点がおかれている。

12. 救急医療対策 3億7,000万円(2億9,200万円)

不慮の事故とくに交通事故の激増に対処して救急医療体制の強化を図るため、国立病院および公的医療機関を

中心として脳外科を主とする救急医療センターを設置するほか、救急医療機器の整備が行われる。また、新たに救急医療センターにおける脳外科専門医(24人)を養成するための研究が実施される。

13. 医薬品安全対策 6,500万円(300万円)

医薬品による副作用を防止するため、国立衛生試験所を整備拡充して、既存の毒性部および薬理部のほか医化学部および調査管理部が新設され、これによって薬物等の毒性について薬理学的、毒性学的、医化学的分野から総合的に検討する体制が確立され、医薬品の安全が確保されることとなる。

14. 国立公園等施設整備 8億1,100万円(7億9,200万円)

余暇利用の活発化に伴い、国立公園等の利用者は逐年飛躍的に増加しているため、国立公園、国定公園、国民公園および保養温泉地における道路、野営場、駐車場等の公共施設の整備を推進するとともに、所要地の買収によって自然美の保存を全うすることとしている。

15. 生活保護 1,640億2,100万円(1,452億1,900万円)

生活保護基準については、国民の消費生活水準の向上、消費者物価の上昇等を考慮して、13%の引上げが行われた。この結果、標準4人世帯では次のとおりである。

1級地 23,451円→26,500円

2級地 21,340円→24,115円

3級地 19,230円→21,730円

4級地 17,119円→19,345円

教育扶助基準については、次のとおり引上げられる。

小学3年 月額 335円→365円

中学1年(男) 月額 915円→990円

16. 重症および重度の心身障害児(者)対策

重症心身障害児は、社会復帰がきわめて困難であり、障害児自身の不幸のみならず家庭崩壊等の社会問題の原因ともなるので、従来からその収容施設の拡充につとめ、41年度からは国立療養所に病床を設置し、昨年には児童福祉法の一部改正により重症心身障害児施設は児童福祉施設の種類として法定化されるに至った。43年度以降は、年次計画で要収容児(者)全員を収容すべく施設の整備を行うこととし、43年度には国立施設880床、公私立施設600床を新增設して、合計4,369床に達する予定である。また、家庭にある重症心身障害児(者)は、日常の生活活動がきわめて困難であり、本人の安らかな療養を確保するとともに、家族の苦勞をできるだけ軽減することが大きな援助となる。したがって施設収容が可

能になるまでの間、低所得世帯に属し 45 年まで施設収容の予定のない者に対して、新たに特殊寝台(ギャッチ・ベッド)が無料で貸与される(1,500 台)。

在宅の障害児に対する特別児童扶養手当については、支給額の引上げ(43 年 10 月から 1,700 円→1,900 円)および所得制限の緩和(福祉年金と同様)が行われる。このほか、重度精神薄弱児(者)を含めた精神薄弱児(者)に対する在宅対策の一環としての精神薄弱者相談員制度(2,000 人)および自閉症児施設(80 床)が新たに設けられ、進行性筋ジストロフィー症児(者)病床(240 床、うち成人分 40 床)の増加が図られる。

17. 身体障害者福祉対策 27 億 9,800 万円(23 億 8,500 万円)

身体障害者更生援護施設入所者の社会復帰を促進するため、新たに施設における種々の訓練にあたって直接必要とされる参考書、ノート、作業衣等の購入に要する経費にあてる更生訓練諸費(月額 1,000 円以内)を支給するとともに、国立療養所における成人向け進行性筋ジストロフィー症病床(40 床)の新設、身体障害者家庭奉仕員の増員(260 人→390 人)、身体障害者相談員の増員(2,000 人→3,000 人)等が行われる。

18. 老人福祉対策 117 億 5,300 万円(99 億 5,500 万円)

近年における高齢人口の増加に伴い、とくに健康な老人に対する就労その他ひろく余暇活動をも含めた社会活動への参加が老人福祉の立場から重要な問題となっているので、新たにこれらの問題を中心とした老人の簡易な仕事を紹介する相談所(10ヵ所)が計上されている。また、老人クラブの助成対象を前年度より 2,500 クラブ増の 57,500 クラブ見込むとともに、老人家庭奉仕員(1,100 人→1,300 人)、軽費老人ホームの療母(50 人に 1 人→25 人に 1 人)等について改善を図っている。

19. 保育所対策

共稼ぎ世帯の増加等社会経済情勢の推移に伴い、社会的保育への期待が高まっているにもかかわらず、保育所の数が著しく不足していること等のため、設備、職員等の面で劣悪な無認可保育所が漸増しているため、その解消を図るため現行の保育所の設置認可基準を改め、定員 60 人未満のものであっても 30 人以上のものに限り、児童福祉法による保育所として認可することとし、新たに小規模保育所(100ヵ所)が計上されている。その他の不足している保育所については、前年度を初年度とする緊急整備 5 ヵ年計画の第 2 年目として、おおむね 500 ヵ所程度の整備が予定されている。このほか、3 歳児担当保

母の増員も行われる(児童 30 人に 1 人→25 人に 1 人)。

20. 母子福祉対策 46 億 8,300 万円(41 億 7,100 万円)

児童扶養手当について福祉年金と同様の改善を行い、母子福祉貸付金について修学資金の貸付け限度額(高校 1,500 円→3,000 円、大学 3,000 円→5,000 円)および住宅資金(150,000 円→200,000 円)の改善を図るとともに、中高年齢婦人の福祉施策の樹立に資するためその実態調査が行われる。

21. 母子保健対策 5 億 9,800 万円(5 億 6,900 万円)

市町村における母子保健事業を推進するための活動費(2,100 万円)が新たに計上されるとともに、先天奇形等先天異常児の出産を予防するため、新たに妊産婦糖尿病を医療援護の対象とし、低所得階層の妊産婦で比較的重症のものに適用される。さらに近時医学の進歩により先天性代謝異常乳幼児に対する治療効果が期待できることとなったので、早期治療により障害発生を防止するため、新たにフェニルケトン尿症、ウィルソン病等が養育医療に準じて医療援助の対象とされる。また、家族計画普及事業を推進するため、実地指導員手当が増額される(1 件当たり 150 円→180 円)。

22. 民間社会福祉事業育成強化 2 億 5,600 万円(1 億 9,900 万円)

昨年来問題とされてきた共同募金寄付金の配分方法とも関連して、社会福祉協議会の専任職員の増員(都道府県分 1 県 3 人→6 人、市町村分 442 人→553 人)を行う等、その活動体制を強化するとともに、民生(児童)委員活動を促進するため、心配ごと相談所を 800 ヵ所増設して 2,000 ヵ所とする。

23. 社会福祉施設整備 36 億円(33 億円)

新たに 3 ヵ年計画で実施される第 2 次老朽民間施設整備(43 年度分 3 億 7,900 万円)について計上されており、このほか、心身障害児(者)の施設、保育所等について重点的に整備が図られる。また、社会福祉事業施設の経営に必要な資金の融通を行う社会福祉事業振興会に対する財政投融资資金は、大幅に増額され(22 億円→28 億円)、自己資金を含めて貸付け原資は 30 億円となる。

24. 社会福祉施設処遇改善

事務費の面では、生活保護基準の改定に応じて飲食物費および日常諸費の引上げが行われる。また事務費の面では、職員定数の改定(重度身障施設の介護員の増員、身障更生指導所の OT、PT 職員の新設、軽費老人ホームの療母および保育所、養護施設、虚弱児施設の保母の